

# とくべつていがくきゅうふきん 特別定額給付金について

あなたが住んでいる市区町村で、申し込みの開始時期が違います。市役所や区役所から郵便で送られてくる申し込みのための紙は、絶対に捨てず、次の申し込みのやりかたを見ながら自分で書いて申し込んでください。

## 申し込みのやりかた

- 送られてきた申し込み用紙に、銀行や郵便局の口座番号を書きます。
- 通帳のコピーと在留カードのコピーを用意します。
- 申し込み用紙・通帳のコピー・在留カードのコピーを一緒に、送られてきた市役所（または区役所）に送り返します。  
※申し込み用紙に書かれている住所と、在留カードの住所が違っていると申し込みができません。  
※申し込み用紙が送られてくる日・申し込みが始まる日・給付金が振り込まれる日は、あなたが住んでいる市区町村によって違いますので、郵便ポストはこまめに確認し、用紙に書いてある内容をしっかり確認してください。  
※申し込みのやりかたに自信がない人は、必ず学校の事務所に相談に来てください。  
電話での相談はできません。

## 詐欺に注意

- 市区町村などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村などが給付金を振り込むために個人情報を知りたたり、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。

【栃木市からののお知らせは以下の通りですので、参考にしてください】

# 特別定額給付金（とくべつていがくきゅうふきん）について

## ▽ もらうことが できる お金（おかね）

- ・1人（ひとり）100,000円（円）

## ▽ もらうことが できる 人（ひと）

- ・2020年（ねん）4月（がつ）27日（にち）に 日本（にほん）に 住（す）んで いる 人（ひと）

3か月以上（さんかげつじょう）の 在留資格（ざいりゅうしかく）が あり 市役所（しやくしょ）に 住所（じゅうしょ）などを 登録（とうろく）している外国人（がいこくじん）も もらえます。

※ 外国人（がいこくじん）の人（ひと）で 「短期滞在者（たんきたいざいしゃ）」と 「不法滞在者（ふほうたいざいしゃ）」の人（ひと）は もらえません。

※ もらう人（ひと）は 「世帯主（せたいぬし）」です。

世帯主（せたいぬし）は 家族（かぞく）の 中心（ちゅうしん）の 人（ひと）です。

## ▽ お金（かね）を もらう 方法（ほうほう）

市役所（しやくしょ）から 申（もう）し込（こ）みの 手紙（てがみ）が 郵便（ゆうびん）で 来（き）ます。

この書類（しよるい）に 銀行（ぎんこう）や 郵便局（ゆうびんきょく）の 口座番号（こうざばんごう）を 書（か）きます。

また 通帳（つうちょう）や 在留（ざいりゅう）カードの コピーを 一緒（いっしょ）に 送（おく）ります。

## ▽ 申（もう）し込（こ）み 受付（うけつけ）

- ・ 申（もう）し込（こ）みが 始（はじ）まる日（ひ）は 市役所（しやくしょ）が 決（き）めます。

※ 今（いま） 市役所（しやくしょ）では 手紙（てがみ）を 送（おく）る 用意（ようい）を しています。

送（おく）る日（ひ）が 決（き）まったら お知（し）らせします。

※ マイナンバーカードを 持（も）っている 人（ひと）は、インターネットで 申（もう）し込（こ）むことが できます。

※ 夫（おっと）や 妻（つま）や パートナーから 暴力（ぼうりょく）（DV）をされて 違（ちが）う 家（いえ）に 逃（に）げている人（ひと）は 今（いま） 住（す）んでいる まちの 市役所（しやくしょ）に お知（し）らせ ください。